

平成 2 4 年

議会運営委員会記録

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

開会日時 平成24年11月27日(火曜日)
午前 9時28分 開会 午前11時12分 閉会

開催場所 第2委員会室

出席委員 4名、議長、委員外議員3名

委員 長	吉 田 けさみ	議員	副 委 員 長	齊 藤 秀 雄	議員
委 員	村 田 富士子	議員	委 員	猪 原 陽 輔	議員
議 長	菅 原 満	議員	副 議 長	齊 藤 克 己	議員
委員外議員	並 木 修 二	議員	委員外議員	金 井 伸 夫	議員

欠席委員 なし

出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 野 健 司
総 務 部 長	山 崎 悟		

事務局職員

議会事務局長	松 橋 香 二	議会事務局次長	本 間 修
議事課長補佐	平 川 京 子	主 事	日下部 直 美

本日の会議に付した案件

- 特定事件1 平成24年和光市議会12月定例会の会期予定等について
- 特定事件3 議会に関する条例、規則、規程に関することについて(政務調査費等)
- 特定事件8 その他議会運営に関することについて

午前 9時28分 開会

吉田けさみ委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

まず、会議にはオブザーバーとして3名の議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の事件は、特定事件1、平成24年和光市議会12月定例会の会期予定等について、特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについて、特定事件8、その他議会運営に関することについてです。

特定事件1、平成24年和光市議会12月定例会の会期予定等についてから始めてまいります。

それでは、市長よりあいさつを求められております。

市長、お願いいたします。

松本市長 おはようございます。

本日は、平成24年12月定例会の開会に先立ちまして議会運営委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

今定例会でございますが、11月29日に開会すべく11月22日に招集告示をさせていただいたところでございます。提出案件でございますが、条例の制定や一部改正、市道路線の認定・廃止、専決処分の承認、補正予算など合計23議案の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

吉田けさみ委員長 それでは、こちらをもちまして市長は公務のため退席されます。

〔市長退席〕

提出議案について、提出議案は議案23件です。

提出議案の説明を総務部長、お願いいたします。

総務部長。

山崎総務部長 おはようございます。

それでは、本議会に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、議案第64号、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について説明いたします。

白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第65号、和光市暴力団排除条例を定めることについて説明いたします。

暴力団を社会から排除するためには、現行法令だけでは十分に対応できない状況であり、埼玉県では平成23年8月1日から埼玉県暴力団排除条例を施行し、暴力団排除の取り組みを強化しております。

しかしながら、社会全体で暴力団排除活動を進めていくためには、県や市が相互に連携して対策を行う必要があることから、本市においても市民、事業者、行政が一体となった暴力団排除活動を推進し、安全で安心な市民社会の実現を目指すため、条例を制定するものであります。

次に、議案第66号、和光市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、市の機関の請求により出頭又は参加した者に対する実費弁償の支給に関する規定を整備するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第67号、和光市健全な財政運営に関する条例を定めることについて説明いたします。

少子高齢化の進展による福祉・医療を中心とした社会保障関係経費の増加が避けられない一方、本格的な人口減少社会の到来により、今後本市においても税収の伸び悩みなどにより、財政状況は一段と厳しいものになることが予想されます。

限られた財源の中で財政の健全性を保持しながら、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供するためには、財政運営に関する基本的な事項を定め、計画的な財政運営の仕組みを構築し、将来世代に過度な負担を残すことのない安定した財政運営を確保し、もって市民生活の向上に寄与するため、この条例を制定するものであります。

本条例の構成につきましては、前文、本則及び附則とし、主な規定事項は、前文では、本条例制定の背景及び目的を定めています。第1章、総則では、目的、定義、財政運営の基本方針及び市長の責務を定めています。第2章、財政運営の指針では、財政運営に関する基本的なルールを定めています。第3章、計画的な財政運営では、計画的な財政運営を行うため、中期財政計画、実施計画及び個別計画の策定並びに予算編成に当たって基本的な事項を定めております。

次に、議案第68号、和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画に係る認定事務を行うに当たり、当該事務の申請手数料を定めるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第69号、和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計設置条例を定めることについて説明いたします。

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業を円滑に運営し、また、行財政運営における財源の明確化を図り、透明性を確保するため、この案を提出するものであります。

次に、議案第70号、和光市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、和光市にいくらか保育園の現行定員90名を待機児童解消の観点から、定員110名とするものであります。

次に、議案第71号、和光市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

埼玉県乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、児童福祉法その他の法令に

より、医療費が公費負担されている施設に措置入所している者を助成対象外とすること及び対象事業と生計を同じくする保護者が複数いる場合には、対象児童と同居している者を助成対象とするため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第72号、和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を条例で定めることとなったため、環境省令の資格基準に準拠した条例の整備をするものであります。

次に、議案第73号、和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例を定めることについて説明いたします。

近年、ペット霊園に対する需要が高まる一方で、近隣市区ではペット霊園の開発により、周辺住民の良好な生活環境が確保できず、トラブルになるなどの問題も発生している状況であります。

市民の生活環境を保全するため、条例でペット霊園等の設置及び管理に関する基準を設けることにより、乱開発を防ぎ、周辺的生活環境に配慮した建設がなされるよう、この案を提出するものであります。

次に、議案第74号、和光市道路の構造の技術的基準等を定める条例を定めることについて、議案第75号、和光市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を定めることにつきましては、関連がありますので、一括して説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、市道を新設し、または改築する場合における道路の構造の技術的基準及び市道に設置する道路標識の寸法等を道路管理者が条例により定めることとなったため、この案を提出するものであります。

次に、議案第76号、和光市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造における技術上の基準について、政令で定める基準を参酌して、条例で定めることとなったため、この案を提出するものであります。

次に、議案第77号及び議案第78号、市道路線の廃止については、関連がありますので、一括して説明いたします。

市道279号線及び市道280号線は、その一部について道路機能の確保が困難であり、また一般交通の用に供する目的が消滅していることから、道路法第10条第3項に基づき廃止するもので

あります。

次に、議案第79号及び議案第80号、市道路線の認定についても関連がありますので、一括して説明いたします。

市道279号線及び市道280号線は、廃止する路線のうち、現在、公道として使用している部分を道路法第8条第2項に基づき、再度市道として認定するものであります。

次に、議案第81号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

平成24年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第1号）につきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う選挙費について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、その承認を求めるものであります。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ2,807万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ222億1,825万6,000円とするものであります。

次に、議案第82号、平成24年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ2億8,215万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ225億41万3,000円とするものです。

初めに、主な歳出について説明いたします。

議会費では、インターネット映像配信の稼働月の減少などによる不用額及び政務調査費の不請求による不用額をそれぞれ減額しております。

総務費では、和光市文化振興公社が行う市指定文化財の映像記録保存事業の補助金などを計上するほか、委託料等の不用額を減額しております。

民生費では、在宅障害者支援の利用者の増加等により、介護給付費を増額し、新倉高齢者福祉センターの給湯用温水ヒーターの交換に係る工事費などを計上するほか、障害者施設の利用者や障害者医療の重度医療の申請者が当初見込みを下回ったため、地域活動支援センター負担金、生活ホーム事業補助金をそれぞれ減額し、基盤安定負担金の確定に伴い、後期高齢者医療特別会計繰出金を減額し、（仮称）諏訪保育園の本年度の土地賃貸借契約の期間短縮及び契約額の減額により土地の賃借料及び工事請負費を減額しております。

衛生費では、朝霞区市長会において、埼玉病院に対し、平成24年度から負担金を交付することについて協議が整ったため、負担金を増額しております。

労働費では、勤労福祉センターのボイラーが、稼働時に緊急停止してしまう症状が発生することから、修繕料を増額しております。

商工費では、東京メトロ副都心線・東急東横線相互直通運転記念イベントの規模拡大に伴い、特設ステージ等の設置費用を計上しております。

土木費では、和光北インター地域土地区画整理事業の進捗に伴い、補助金を増額し、地権者との協議において、宮ノ台児童遊園地の用地を取得することが必要となったため、用地取得費を計上しております。

教育費では、点検事業者の指摘によるエレベーターバッテリー、防火シャッターバッテリー等の交換に係る費用や、関東電気保安協会からの指摘による小・中学校の受変電設備並びに避難誘導灯を交換するための工事請負費、和光市市立小学校建設予定地の地盤調査及び土地の交換に係る測量等の委託料をそれぞれ計上するほか、幼稚園就園奨励費の対象人数が見込みより少なかったため、国庫補助分の幼稚園就園奨励費補助金を減額し、南公民館のキュービクル取りかえ工事完了に伴う契約差金を減額しております。

また、人事異動等による人件費の組み替えと共済組合の負担率の変更等により、職員人件費を減額しております。

次に、主な歳入について説明いたします。

国有提供施設等所在市町村助成交付金等では、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の交付金額が決定したため、増額しております。

国庫支出金では、国庫負担金で在宅障害者支援の利用者が増加し、介護給付費の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金を増額しております。

県支出金では、障害者自立支援給付費負担金を国庫負担分に合わせ増額しております。

繰入金では、基金繰入金で宮ノ台児童遊園地の用地取得を財源とするため、公共用地取得事業基金繰入金を増額し、小・中学校施設整備の財源とするため、学校教育施設整備基金繰入金を増額しております。

諸収入では、岩手県大船渡市への派遣職員の給与費負担金及び（財団法人）地域創造からの市指定文化財の映像記録保存事業に対する助成金を計上しております。

市債では、市債のうち土木債で、和光北インター地域土地区画整理組合活動支援事業の増加に伴う事業債の借入れを行うため、和光北インター地域土地区画整理組合活動支援事業債を計上しております。

なお、歳入歳出調整後の歳入の不足額827万7,000円につきましては、財政調整基金から繰り入れをもって措置しております。

次に、議案第83号、平成24年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ5,118万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出それぞれ71億6,759万1,000円とするものです。

歳出につきましては、保険給付費のうち退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費、退職被保険者等療養費及び退職被保険者等高額療養費をそれぞれ増額するものです。

歳入につきましては、歳出の財源とするため、国民健康保険給付費等支払基金から5,118万2,000円を繰り入れるものであります。

次に、議案第84号、平成24年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ339万8,000円を

減額し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ5億5,170万6,000円とするものであります。

初めに、歳入については、保険料の軽減による減額分として、市町村が特別会計に繰り入れる保険基盤安定繰入金額が確定し、埼玉県が負担する軽減額の4分の3に相当する額が減額となったことに伴い、保険基盤安定繰入金を減額するものであります。

次に、歳出については、保険基盤安定繰入金の減額に連動する形で、後期高齢者広域連合納付金の保険料負担金を減額するものであります。

次に、議案第85号、平成24年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ139万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億6,840万3,000円とするものであります。

主な歳出については、国における介護保険総合データベース構築に対応するための介護保険システム改修に要する費用を増額するものであります。

なお、保険給付費及び市町村特別給付費については、上半期における各種介護保険サービス及び市町村特別給付の給付状況分析に基づき、居宅介護の充実と定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの開始に伴う給付費の伸びを反映させた増額を行う一方、これらの伸びに相関して給付費が減少するサービス等を減額することにより、給付費の総額及び歳入に変動を及ぼさない範囲で給付費の調整を行っております。

歳入については、介護保険システム改修のため、一般会計から事務費繰入金を増額するものであります。

次に、議案第86号、平成24年度埼玉県和光市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ767万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,596万5,000円とするものであります。

歳出については、職員人件費において職員の異動に伴う予算の組み替えにより減額するものであります。

また、雨水整備については、市道535号線の汚水と雨水管渠整備に係る委託料について減額するものであります。これは近接する県発注の国道254号バイパス工事の進捗により、汚水と雨水の設計業務について分離発注から同時設計が可能となったことから、経費削減分として、雨水整備分の設計業務委託料を減額するものであります。

歳入については、職員人件費及び雨水整備の設計・管理業務委託料合わせて767万3,000円を一般会計から減額するものであります。

以上でございます。

吉田けさみ委員長 提出議案の説明は終了いたしました。

休憩します。（午前 9時53分 休憩）

再開します。（午前10時05分 再開）

次に、議案の先議について、初めに、議案第64号及び第81号は委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず、開会日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長、付託表朗読 添付資料参照 〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、まず、陳情の取り扱いについてです。

陳情の取り扱いについては、資料にあります申し合わせ事項と、議長預かりについては、8月23日の議運で、次回の議会で審査するもの、議員に配付するもの、閲覧のみとするものに分けると決定したとおりです。議長からこの陳情の取り扱いについて提案があります。

議長、お願いいたします。

菅原満議長 陳情の取り扱いについては、今委員長からお話があったわけでありまして、陳情を処理するに当たりまして、今現在は議長預かりということで、そのまま預かったままにしておりますが、議会基本条例、あと会議規則にのっとり、適合しない陳情については、あくまでも文書として受け付けるという、受理するという形をとるという方法に変えていただければと思います。

それで、改正前の申し合わせ事項から改正ということで、会議規則第138条に基づき、陳情の締め切り日までに議長は適合の可否を判断し、適合しないものについては全議員に配付し、閲覧のみとする。上記の会議規則第138条に適合しないものの取り扱いについては議長が議会運営委員会に報告をする。報告をさせていただいて、議会運営委員会で確認をしていただくということでございます。

次に、陳情の締め切り後、又は郵送などで内容の確認ができないものは議長預かりとするということで、今現在議会は陳情、請願は締め切り日も設けておりますので、その辺をはっきりさせるといふことと、適合しないものについては陳情としてではなく、文書として受理するといふことをはっきりさせるといふ内容でございます。

以上でございます。御協議をお願いいたします。

吉田けさみ委員長 ただいま議長から陳情の取り扱いについて確認がありました。このことについて意見等ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、それでは、今後の陳情の取り扱いについては、議長からありましたとおりの取り扱いとし、申し合わせ事項にも本日の決定事項に切りかえますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

では、今議会の陳情について、1件を受け付けています。

副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長、付託表朗読 添付資料参照 〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、会議規則第138号に適合しないものについて、議長から報告をお願いいたします。

菅原満議長 平成24年10月11日に受け付けました、「地球社会建設決議に関する陳情書」は議員配付のみということで扱わせていただくことといたしました。御確認をお願いいたします。

吉田けさみ委員長 ただいま議長から報告がありましたものの取り扱いについてはよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、一般質問について、通告者は17人です。質問時間は申し合わせにより再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、会期について、会期は20日間とし、常任委員会を3日、うち総務環境常任委員会を2日、文教厚生常任委員会を1日、一般質問は4日としたいと思います。

なお、11月30日金曜日及び12月3日月曜日、4日火曜日を調査休会、12月17日月曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は12月3日月曜日の正午までとしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、総務環境及び文教厚生の各常任委員会が行った視察について、各委員長から文書で報告されています。これを開会日に配付しますので、了承願います。

次に、各会派より提出の意見書案の取り扱いについて、日本共産党から1件意見書が提出されています。この意見書案の調整のため、12月5日水曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

また、12月14日金曜日の本会議終了後再度委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思

いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に進みます。

特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについてです。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う政務調査費に関する条例、規則等、また委員会条例、会議規則の一部改正について資料をごらんください。

これらの条例等の一部改正については、議長から提案があります。

関連して議長、よろしくお願ひいたします。

菅原満議長 前回の議運で政務調査費に関しては政務活動費とする名称への変更のみとして、使途基準や運用についての変更はしないことの決定をいただいております。現在の条例等について法制上の確認を現在行っているところであります。事務局からその概要を報告していただきますが、なお、これらの案を議員提出議案として最終日に上程したいと考えております。詳細は次回の議会運営委員会で資料等は配付させていただくことといたします。

なお、法律の施行日が3月1日、年度途中で切りかわることから、政務調査費と政務活動費が年度途中で切りかわることとなります。その関係で法律にのっとった調査費、活動費の使い方をするということとなりますので、若干説明が必要というふうに考えております。事務局から補足して説明をするようにいたします。

吉田けさみ委員長 それでは、引き続き条例等の案について事務局長から補足詳細説明をお願いしたいと思います。

事務局長、お願いします。

松橋議会事務局長 それでは、議員提出議案について説明いたします。

地方自治法の一部改正に伴う条例等の一部改正等の改正の概要につきましては、条例等の改正といたしまして、6議案を想定してございます。

まず1つ目が、和光市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正でございまして、4点ございます。

まず1点目が、文言の修正と調整ということで、政務調査費から政務活動費へ、調査研究から調査研究その他の活動ということで改正を行うものでございます。また、市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出ということがうたわれてございますが、改正ではこの規定に定める経費の範囲に基づいて支出ということの規定がされるということでございます。

2点目につきましては、規則から条例へ条文を移行するものがございます。まず、政務活動費を充てることのできる経費の範囲ということですが、これは今規則で規定されておりますが、これを条例に移行するというものでございます。また、収支報告書の様式ですけれども、こちらのほうも条例に規定するというものでございますので、この様式の規定と添付書類等の規定を条例に入れ込むということになります。

3点目が、条文の追加ということでございます。透明性の確保が加わったもので、こちらのほうを規定させていただきたいと思えます。

4点目が議会基本条例の中に政務調査費ということが規定されていますので、これを政務活動費、この附則の中で変えていくということでございます。

次に2つ目が、和光市議会の政務調査費の交付に関する規則の一部改正でございます。こちらは3点ございまして、まず1点目が文言の修正と調整ということで、政務調査費から政務活動費に改正するものでございます。

また2点目が、規則から条例へ条文の移行ということで、先ほど条例のほうでも御説明いたしましたけれども、こちらの規則から抜きまして条例に移すということで、使途基準と収支報告書の様式を条例に移行するものでございます。

3点目が、一部改正及び現在の運用に合わせて条文を修正するところがございまして。こちらは会計の帳簿等の整理保管について、規定の中で5年間保管という規定がございまして、こちらを規定させていただきたいと思えます。

3つ目が、和光市議会政務調査費収支報告書の閲覧に関する事務の取扱要綱の一部改正でございます。こちらは2点ございまして、

まず、文言条ずれの修正と調整ということで、こちらも政務調査費から政務活動費に改正するものがございまして。また、「てにをは」の改正をさせていただきたいと思えます。

また、第3条第1項から第4項第1項へということで条ずれが生じていますので、こちらの条ずれもあわせて改正させていただきたいと思えます。

2点目といたしましては、現在の運用どおりに明記すべきところがあるため、改正を行うものがございまして。こちらは閲覧場所ですけれども、議会事務局から議会の図書室に改正をさせていただきたいと思えます。

4つ目が、和光市議会事務局組織規程の一部改正ということですが、文言の修正ということで政務調査費を政務活動費に改正させていただきたいと思えます。

5つ目が、和光市議会委員会条例の一部改正ということで、まず1点目として常任委員の所属に関する改正を行いたいということでございまして、

2点目が、特別委員の在任期間のことについての改正を行いたいと思えます。

3点目が、選任事由が生じたときの選任に関する規定、こちらのほうを変えさせていただきたいと思えます。

次に、最後になりますけれども、和光市議会会議規則の一部改正ということでございまして。こちらは2点ございまして、まず1点目が条文の追加でございます。地方自治法の改正に伴う改正でございます。公聴人、参考人に関する条文が追加ということになってございまして。また、委員会の議案提出に関する条文も追加ということで、こちらも改正させていただきたいと思えます。

2点目が、文言と条ずれの修正と調整ということで、第17条、37条、105条、106条、あと別

表の中を変えさせていただきたいと思います。

改正文ができ次第、お示しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。
以上です。

吉田けさみ委員長 ただいま議長から提案、それから事務局長のほうから説明をいただきました。

意見等ありますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、詳細につきましては次回の議会運営委員会で示されるとのことですので、次回内容を確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

次に進みます。

特定事件8、その他議会運営に関することについて、初めに、決算審査についてです。

前回の議運で決算審査の形について各会派に持ち帰って協議をいただいていると思いますが、皆さんからの発言をお願いしたいと思います。

それでは、新しい風から御意見を願いいいたします。

猪原陽輔委員 特に先日提出していただいた内容で意見は出ておりません。

吉田けさみ委員長 緑風会、お願いします。

齊藤秀雄委員 取り立ててありません。

吉田けさみ委員長 公明党、お願いします。

村田富士子委員 審査に当たっては常任委員会でやる形で、このまま続けていければいいということ、それから、総務環境のほうで入札に関しての決算審査ができる場がなかったんですね。ですから、例えばそういう審査が漏れないような、最初の段階できちんとそういう、もしかしたら入札だけじゃなくて、ほかにもあったかもしれないので、やっぱりその辺ちょっと精査をして、きちんと決算審査ができるようにという意見です。

吉田けさみ委員長 共産党のほうも今回分割付託して決算審査をやった結果、やりやすさがあったのではないかとということ、まだ初めてのことでありますので、もう1回24年度決算においても分割でやってみてもいいのではないかと意見になっています。やり方については、今公明党からも意見がありますけれども、若干考えなければいけないところはあるのかもしれませんが、とりあえず共産党としてはそういう意見にまとまりました。

それでは、並木議員、願いいいたします。

並木修二議員 1回まずやっぱり2年と言わず3年、5年やって結論出してもいいのではないかな。今の方式で当分やったほうがベターかなと考えています。

吉田けさみ委員長 金井議員。

金井伸夫議員 24年度決算も分割、今年度と同じように分割付託でいいのではないかなと思

います。

吉田けさみ委員長 ただいま、各会派から意見が出されました。次回の決算審査についても、それぞれの常任委員会に分割して決算審査を行うというふうにしてよろしいですか。

並木議員。

並木修二議員 村田委員の指摘の部分をどうするかということですね。単なる分割付託ではなくて、何か入札関係のところに漏れがあるから、そういう漏れがないような形の分割付託という形であればいいけれども、指摘があったのに、そのまま単なる分割付託ではまずいので、そこだけ考えていただきたい。

吉田けさみ委員長 村田委員からの意見が出されました。とりあえず分割でいいですねというところで皆さんの会派の、議員のまとめというふうにしたかったものですから、あとはどのような形での進行あるいは資料要求あるいは資料の活用、これをどう図るかという部分については、この場で議論すべきものなのかどうかというのが一つあるんです。それでちょっと考えたところなんですけれども。

齊藤委員。

齊藤秀雄委員 反省を踏まえての要は総括的な場だと思うんですよ。次回必ずもう二つに分割してやるということは決定ですから、その時点で委員会が組織が立ち上がったときに、いかようにその要望を出すか。その要望はもうきょう御記憶になっていただいて、総務環境委員会としては必ず採択されれば、それを実行するという流れのほうがよろしいと思うんですね。

吉田けさみ委員長 ほかにありますか。

今並木議員がこれについてはもう少し審議したほうがいいのかという意見に対して、齊藤秀雄委員のほうからの発言があったわけですが、ほかにこれに関してありますか。

議長、いかがですか。来年度の進め方についてということ。

菅原満議長 確かにいきなり各事業別で入ってしまうと総括的なものがない。あるいは他の常任委員会にまたがるものの扱いというのがありますので、その辺は来年度に向けて十分検討を加えていくということで確認していただいて、先ほど齊藤委員が言われたように、今後どうしていくか決算までに検討を加えていくということで進めていただければと思います。

吉田けさみ委員長 議長のほかにも御意見がありましたように、決算審査を各常任委員会で審査していくけれども、進め方あるいは委員会審議のありようについては、来年度の決算審査前にどう進めていくかということでやりたいというふうに思うんですけれども、それでよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

では、そのようにしたいと思います。

次に進みます。

議員会における研修会についてです。

現在のところ、新しい風から地域医療と区画整理の2つのテーマが提案されています。この

提案について猪原委員、説明をお願いいたします。

猪原陽輔委員 今委員長のほうから言っていただきましたけれども、地域医療と区画整理という2点で議員研修会のテーマということで提案をさせていただいております。

まず、地域医療についてですけれども、現在健康づくりの機運が高まっていることもあり、和光市でも1市民1スポーツや健康づくり条例の策定など、健康づくりに力を入れてきているところであると思います。そこで、他の自治体で健康づくりに携わられていらっしゃる国立保健医療科学院の曾根智史氏をお願いいたしまして、学んでいけたらいいのではないかと考えております。曾根氏はヘルスプロモーション、地域の保健医療の専門家でおられますので、今後の和光市の健康づくりにとって大いに参考になると思います。

続きまして、区画整理なんですけれども、和光市では現在5カ所で区画整理事業が行われておりますけれども、都市計画の中で区画整理とはどのようなものだったかという基礎から、現在全国的に展開されている区画整理でどういうことが起こっているのか、どのように解決していったらいいかを学んではいかがかと思っております。NPO法人区画整理再開発対策全国連絡会議というところがあるんですけれども、そこに所属されている都留文科大学講師の波多野憲男氏、事務局長の遠藤哲人氏などを内容によってはお願いできるのではないかとこのように考えております。

以上です。

吉田けさみ委員長 ただいま猪原委員のほうから研修についての提案説明をしていただきました。

続けて、議長のほうから発言ありますか。

休憩します。（午前10時32分 休憩）

再開します。（午前10時33分 再開）

議長、お願いいたします。

菅原満議長 私のほうからは研修というか防災ということで、東京ガスから防災関係について取り組んでいる状況、災害対策等について取り組んでいる状況について議会として視察研修していただければという御案内をいただいております。都内ですので、公共交通機関を利用して十分対応できる場所になっております。

時期等についてはこちら側の日程もありますので、そういったことも踏まえてということになりますが、一応そういう提案が来ているということで報告をさせていただきます。

以上です。

吉田けさみ委員長 ただいまの議長の提案と、それから新しい風、猪原委員の説明を受けて、御意見ををお願いしたいと思います。

齊藤委員。

齊藤秀雄委員 私は区画整理に関しては嫌というほど体験してきていまして、これは例えば1時間とか1時間半で理解を得るという形で考えると、研修ということでは本当に大枠しか説

明できないぐらいで、要望としてピンポイントで、例えば評価はどうなっているとか、換地は
どういう設計になっているとかというポイントだけならばよろしいけれども、全体で例えば1
時間半で説明しろと言ったら、ほぼ不可能に近いと思うんです。結論から言うと取り上げづら
いテーマなんです。

あと地域医療に関して、この前国立病院機構埼玉病院の院長の立派な提言、完璧にあれで私
は済んでいると思います。あれ以上の人材はいないと思いますよ。二度やれということは必要
ない話だし、だから、できれば今の3つの提案の中でいけば、東京ガスの議長からのお話が一
番妥当性があるのではないかと私は思っています。

吉田けさみ委員長 ほかに御意見ありますか。

並木議員。

並木修二議員 区画整理の件についてですけれども、どんな立場から説明されるかがわから
ないまま、この人の話というのはちょっとイエスもノーも言いにくいんですね。というのは、
区画整理自体やっぱりどういう角度から見るかによって全く変わってくるんで、その辺まで含
めた説明がないままどうでしょうかと言われても、ちょっとこれははい、そうですかとは言え
ない。

それから、地域医療については齊藤副委員長と同じで、もうこの前聞いたというのが実感で
す。

吉田けさみ委員長 金井議員。

金井伸夫議員 3つとも重要な案件なので、研修を受けたいと思いますが、優先順位からし
たら、東京ガスの防災対策のほうへ見学したいと思います。

吉田けさみ委員長 村田委員。

村田富士子委員 そもそもはこの研修は突然こうやって上がってきたので、それで、ここで
決めてしまっている話なのか。それでいいんですか。

吉田けさみ委員長 休憩します。(午前10時37分 休憩)

再開します。(午前10時41分 再開)

村田委員、続けてください。

村田富士子委員 先ほど詳細もよくわからないということで申し上げたんですが、今、後か
らこの事務局からの視察の東京ガスの内容を見ました。いいと思います。

以上です。

吉田けさみ委員長 それでは、皆さん、ほかに御意見ありますでしょうか。

議長。

菅原満議長 研修のほうについて御協議いただきましたが、あと1点、介護保険の研修とい
うことが1つ繰り延べになっておりますので、そちらのほうは研修自体議会改革の一環で進め
てきていただいていますけれども、そちらのほうも日程等が相手方と整えば、日程調整等を進
めて、2つ研修が入るとということで日的に大変忙しくなるかと思っておりますけれども、その辺で

進めてもよろしいのかどうかだけ御協議いただければと思います。

吉田けさみ委員長 それでは、研修は東京ガスのほうから御案内をいただいていますので、そちらのほうに決定します。

事務局におきましては、相手方と日程、条件など連絡調整をしていただきまして、調整が整い次第、議運に報告をしていただきたいと思います。そのように進めさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

議会事務局のほう、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、お願いいたします。

議長。

菅原満議長 介護保険のほうを実施するという方向で調整してよいかだけ。ちょっと日程的にもう年明け1月、2月の下旬にはもう議会が始まるんで、日程的にはちょっときつくなるんで、繰り延べになっていますので、その辺だけ、最後やるかやらないかだけ御協議いただければと思うんですが。

吉田けさみ委員長 かつて提案されていましたが介護保険についてのお金のかからない研修ということでテーマが挙がっているんですけども、これを年度内にやるのか、やらないのか、皆さんの御意見をいただきたいと思います。

休憩します。（午前10時44分 休憩）

再開します。（午前10時47分 再開）

それでは、新しい風のほうから順次皆さんの御意見をお願いします。

猪原陽輔委員 日程の都合上調整が難しいのであれば、研修を開催しなくてもいいのではないかなと。今後大事なテーマでありますので、時間を見て、可能であれば、そのときに行うという形でよろしいと思います。

吉田けさみ委員長 緑風会。

齊藤秀雄委員 基本的にやればよろしいかと思うんですけども、今回東京ガスのほうの研修というようなものが入ったという決定をしましたので、時期的な流れを皆さんでもんで、それで結論を得るという形にしたほうがよろしいと思います。

吉田けさみ委員長 公明党、お願いします。

村田富士子委員 私も同じなんですけれども、やはりいろいろ押し迫ってきていますので、職員の都合もあると思うんですが、今介護保険を研修を受けなければという特段の事項もないので、時期を見てまた研修ができればと思います。

吉田けさみ委員長 共産党も3会派のほうから御意見いただいています、同感です。

並木議員、お願いします。

並木修二議員 基本的にはもう時間的なことを考えたら、1点東京ガスの視察しかないかな

と思っています。だから、あと介護保険の件はやるかどうかは別にして、前々回かな、財政のことを一応やってもらいましたよね。ところが、ほとんど新入議員に対するプレゼンみたいな感じで、ほとんど我々は得るものがなかったような、ああいう研修では困るんで、やるならもうちょっと実りのある形の研修をしてほしいですね。これは要望です。

吉田けさみ委員長 金井議員。

金井伸夫議員 一度今年度ですか、介護保険の研修を受けていますんで、同じ形式であれば必要ないんじゃないかなと思います。今期というんですか、3月まで。

吉田けさみ委員長 それでは、ここで介護保険の研修については今年度取りやめということで取り扱わせていただきます。

そのほか研修について何か御意見ありますか。

齊藤議員。

齊藤秀雄委員 できれば研修に関しては議員研修、和光市議会議員だけの枠組みということ的前提として方向性を見出していきたいことがあります。それは年間回数はある程度1回、2回とか3回とか決めておいたほうがよろしいかと思うんですね。それによって各会派ともこういう研修会の開催を要望するとかという組み立てもやりやすくなるということで、例えば何月に1回、それとも1年間を通して1回とか2回とか、そういう回数と時期をある程度目鼻立ちがしっかりしておれば取り組みやすくなるのではないかという提案をしたいと思います。

それとともに、現実今まで議長が一番その辺知識豊富だと思いますんで、その辺ひもといていただければと思うんですね。議員研修に関して過去どういう傾向にあったかですね。それを皆さんに一致した情報を御提供いただいて、それから話し合うというのも一つの手かと思います。

吉田けさみ委員長 議長、今の齊藤秀雄委員の御意見を踏まえて、よろしいですか。発言をお願いしたいんですけども。これまでの例えば取り扱ってきた件数だとか、この間何回ぐらいいやってきたとか。

議長。

菅原満議長 研修のあり方について、過去議会改革の関係では月一度というようなペースでやったような記憶も、月2回程度だったか、8回やったというようなこともありますけれども、大分議会改革が進んで、議会報告会も入っている。先ほどのお話でも議長会としての研修も2回入っている。そういったことも踏まえて、議会日程、その他テーマも当然きちんと検討しなくてはでしょうから、どういう形で年間スケジュールがいいかというようなことを検討して、また議会運営委員会で協議していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

吉田けさみ委員長 それでは、ここでまとめさせていただきますけれども、今議長から発言がありましたように、年間スケジュール等今後の議会運営委員会で考えていくということでもよろしいですか。今年度においては東京ガス、防災関係の研修で終了となるのかなと思います。

れども、よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、次に進みます。

議会報告会の総括についてです。

先般の全員協議会において協議いたしましたけれども、お手元の資料に議会報告会のホームページにおける掲載案がございます。特に質問と答弁、それから意見の部分を御確認いただきたいと思います。

休憩します。（午前10時53分 休憩）

再開します。（午前10時54分 再開）

それでは、このとおり議会報告会について公開してよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

次に進みます。

先例集についてです。

先例集については、議会図書室において公開しているところがございますが、議長から提案があります。

議長、お願いいたします。

菅原満議長 議会先例集につきまして、議会図書室においては公開しておりますけれども、広く議会がどのような運営をされているかということで、図書館での公開と先例集のホームページへの掲載ということで検討しておりますけれども、この点について御協議いただければと思います。

ただ、先例集、ページ数も大変多いので、ほかの自治体の議会を見ると、それほどうちほど多くないところはホームページ等に載せているところでありましてけれども、その辺について御協議いただければと思います。先例集ですので、逐次直すということではありませぬので、ある程度の時期が来たときに直すというような状態になりますので、御協議いただければと思います。

吉田けさみ委員長 議長のほうから提案がありました先例集のホームページあるいは図書館での公開についてです。御意見ありますでしょうか。

並木議員。

並木修二議員 どれぐらいのコストを考えているのか、経費としてホームページに載せる以上ただでは載せられないと思うんだけど、その辺はいかがですか。

吉田けさみ委員長 事務局長、お願いいたします。

松橋議会事務局長 この件に関しましては経費はかからないです。ホームページがつくられておりますので、そこに先例集を載せていくということになりますので、経費はかからないということでございます。

吉田けさみ委員長 ほかに御意見ありますか。

ないようですので、それでは、先例集の公開はホームページ、それから図書館で公開すると

いうことでよろしいですね。

〔「はい」という声あり〕

次に進みます。

議長。

菅原満議長 ホームページに掲載いたしますが、それぞれの議員には配付しておりますので、十分配付されているものを参照していただきたいと思います。昨年からもう各議員に第2部目を配付していると思いますので、その点よろしく願いいたします。

それから、ホームページに掲載ですけれども、基本的には先例ですので、議会運営によっては先例どおりではなくて、新たな先例をつくっていくというようなこともありますので、その辺は御理解をいただきたいと思いますので、何かお話等ございましたら、その点を踏まえて御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

吉田けさみ委員長 次に進みます。

昨日締め切りました一般質問発言通告書の提出について、議長から提案があります。

議長、お願いいたします。

菅原満議長 一般質問の通告初日に一部混乱があるということで報告を受けております。お手元に配付してありますとおり、混乱を避ける意味で発言通告書の提出受付簿というものも検討したところでありますけれども、実際これを運用すると、記入して、そのまま順番をとる。あるいは飛んで順番をとるというようなことも出てまいります。そういったようなことで、一応お手元には配付させていただきましたが、各会派でその辺の質問通告、初日にしる最終日にしる、8時半受け付けになっております。ですので、その辺はきちんと来られた方議員同士できちんと話をして、混乱がないようにしていただきたいということでお伝えをいただければと思います。8時半から受け付けですので、その点を踏まえて、きちんとお伝えいただければと思います。

吉田けさみ委員長 副議長。

齊藤克己副議長 基本的にはまず第一義的には、やはり初日の8時半始業以前の時間の割り振りということが問題だと思っておりますので、それ以降は従前どおり受け付け時間順ということで確認させていただきたいんですけれども、受付簿には17番まで入っていますけれども、そこだけ確認させてください。

吉田けさみ委員長 議長。

菅原満議長 要はこの受付簿を使ってやるということでもいいのか。受付簿をつくって運用というのを考えましたが、受付簿はなしで、きちんと質問初日、これはもう初日の8時半の問題ですので、その辺きちんと各会派で質問の通告というものについてお話をいただきたいということでもあります。

吉田けさみ委員長 齊藤委員。

齊藤秀雄委員 はっきり言うと2年前にはこういう事件というか取り扱いは一切必要としな

かったわけなんです。何を言いたいかは御理解いただけると思いますので、8時半という時間帯を守るということを各議員が理解すればよろしい話で、はっきり言って事務局も多大な迷惑を受けているわけ。朝8時半が開始時間、議員に当たり前のことが守れない人がいるわけなんです。それで議長が困って、こういう提案をしているわけ。私に言わせればこんなのは必要ないんです。子供じゃあるまいし、名簿だなんて。任意でみんなが理解して8時半に来て、どうぞどうぞの世界をつくれればいい話。だれが1番とったかすぐわかります。会派できちっと話し合っていたいただきたいというのが私の申し上げたいこと。議員でこういう話が出るということ自体が恥ずかしい。それだけ言いたい。

吉田けさみ委員長 休憩します。(午前11時02分 休憩)

再開します。(午前11時10分 再開)

今一般質問の通告書の提出についてということで議長から提案がありました。それに対して、御意見をお願いいたします。

齊藤秀雄委員。

齊藤秀雄委員 提案します。

一般質問の受け付け初日、朝8時半。それまでは一切の受け付けは当然できないことは当たり前なんです、その8時半の時点で申請者が1人以上いた場合はくじ引きとする。それによって順位を決めるという提案をさせていただきたいと思います。混乱を避けるという意味が1つ。また、今までに何度か注意といいますか、すべき方向を提示したにもかかわらず、守られていないという現状、これを踏まえて、はっきりとした対応をすべきと。議会運営委員会で決定すべきという提案をさせていただきます。

吉田けさみ委員長 ほかに御意見ありますか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、私のほうでまとめさせていただきますけれども、とりあえず初日の混乱が何回か議会ごとに起きているということで、本来ならば話し合いで順番を譲ったり、あるいは決めていくというのが話し合いでやっていくのが一番ベストなんだろうと思いますけれども、この際、やはり混乱が起きているということなので、8時半の初日のみ、2人以上同時に通告書の提出があった場合には、くじ引きにして決めていくという方法をとらせていただきたいと思います。それでよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

全員了承されましたので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の議会運営委員会に諮問されたました事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて議会運営委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時12分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 けさみ